

【閲覧用】

令和 7 (2025) 年第 11 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 7 (2025) 年 10 月 10 日 (金)				
開催場所	本庁 4F 入札室				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 27 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 51 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	2 件
	議案第 52 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	10 件
	議案第 53 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		決定	12 件
	議案第 54 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		決定	2 件
	議案第 55 号	農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査 の対象農地の決定について		決定	—
	報告第 29 号	農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による 届出について		済	1 件
	報告第 30 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解 約の報告について		済	10 件
	報告第 31 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	18 人	農地利用 最適化推進委員	7 人	
欠席委員	農業委員		1 人		
署名委員	16 番	谷 義昭	17 番	田中 一平	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主事	野中 智仁	主事補	芳野 真宙	
	会計年度職員	市吉 英男			

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	藤井 光生	○	11	深町 守史	○
2	高木 俊巳	○	12	吉原 文明	○
3	畠中 秀次郎	—	13	大庭 義則	○
4	谷口 一峰	○	14	岡松 美由紀	○
5	江藤 義弘	○	15	嶋田 百合子	○
6	田代 武巳	○	16	谷 義昭	○
7	畠中 五恵子	○	17	田中 一平	○
8	岡松 千恵子	○	18	淀川 貴浩	○
9	橋本 周	○	19	新開 剛	○
10	奥野 智明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（7名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	信田 時治	—	17	安部 晴治	—
3	三村 宣裕	—	18	畑江 昭仁	—
4	肘井 義徳	○	19	田中 敏次	—
5	村上 謙一	○	20	松尾 重治	—
6	福間 増喜	—	21	右田 秀一	—
7	宮本 浩司	—	22	大塚 勝	—
8	大村 敏之	—	23	大庭 利行	—
9	柴田 直樹	—	24	多田 憲昭	—
10	入江 淳	—	25	有光 勇	—
11	山下 陽輔	—	26	花岡 昭治	○
12	大村 義美	○	27	新開 利一	○
13	秋山 眞子	○	28	瀬尾 正一	—
14	金子 隆浩	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	○

議案第 51 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(19 番農業委員：新開委員) ※地区担当推進委員が申請人の親族であるため 譲渡人である [REDACTED] 氏より説明を受けました。譲受人との協議の上、売買が成 立したとのことですので、何ら問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 51 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	なし		
質疑・意見	(26 番推進委員：花岡委員) 譲受人は新規就農者となります。3 条の申請に伴う事前面談を担当の農業委 員・推進委員で行いました。取得農地では、水稻栽培を行うとのこと。ま た、譲受人の奥さんの実家は嘉麻市で農家をされており、お手伝いをしていた ということで、農業経験は十分です。面談の際に今後の営農については、地元 生産組合と連携、隣接する農家の方からの指導の下、研鑽に努めたいと ことで、意欲を感じられ、農業機械等も保有されています。譲渡人との売買合意 も得られておりますので、特に問題ないと思います。		
審議結果	許可		

議案第 52 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

転用目的 施設の概要	歯科診療所 178.93 m ²
備考	売買 令和7年8月29日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。
造成	最大30cm程度の盛土工及び50cm程度の切土工。
進入口	東側県道からの進入。
土留め	北側、西側及び南側において、CB新設。 東側において、県道に擦り付け。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	東側に新設する自由勾配側溝へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和7年11月1日から令和8年12月31日まで
水利同意	■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 個人による融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12番推進委員：大村委員) 本件については、■より説明を受けました。転用目的は、歯科診療所とのことです。地元■生産組合の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。
現地調査報告	(4番農業委員：谷口委員) 昨日現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。計画図通りに施工がなされれば、問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	■		
地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■ ■ ■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■ ■		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 2棟 118.4 m ²		
備考	売買 令和7年8月29日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大20cm程度の盛土工及び50cm程度の切土工。		

進入口	東側県道から幅 4.7m の進入路を新設。各分譲地へはこの道路から進入。
土留め	北側、西側及び南側において、CB 新設。 東側において、県道に擦り付け。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	進入路部分に新設する自由勾配側溝を経由し、南側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 7 年 11 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで
水利同意	■生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12 番推進委員：大村委員) 本件については、■より説明を受けました。転用目的は、特定建築条件付売買予定地とのことです。地元■生産組合の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。
現地調査報告	(6 番農業委員：田代委員) 昨日現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。ただいま事務局から説明があったとおり、計画図通りに施工なされれば問題ないと思われま。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 52 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■ ■ ■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■ ■		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 89.43 m ²		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。表面はコンクリート舗装。		
進入口	東側市道から進入。		
土留め	東側及び北側において、市道及び水路へ擦り付け。 西側において、隣接宅地の縁石に擦り付け。 南側において、隣接宅地の既設擁壁に擦り付け。		
被害防除	特段の施工無し。		

雨水排水	北側及び東側に勾配をとり、北側水路及び東側道路側溝へ放流。
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、東側道路側溝へ放流。
工事計画期間	令和7年11月10日から令和8年4月30日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(5番推進委員：村上委員) 9月18日に氏より説明を受けました。転用目的は住居とのことです。地元農区からの同意も得ておりますので、図面通りであれば問題ないと思います。
現地調査報告	(8番農業委員：岡松委員) 10月9日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったとおり、計画図通りに施工がなされれば問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted] [Redacted] [Redacted]	農地 区分	3種 (第一種中高層住居専 用地域)
譲渡人	[Redacted] [Redacted]		
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	売買		
造成	最大55cm程度の盛土工。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	北側において、市道へ擦り付け。 東側及び南側において、隣接地へ擦り付け。 西側において、安定勾配にて土羽を形成。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	北西側へ勾配をとり、雨水枡へ集水後、自費施工にて新設する横断暗渠を経由して北側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	無し		
工事計画期間	令和7年11月15日から令和8年3月31日まで		

	譲受人と譲渡人は親子関係であり、子どもが地元に戻ってくるということで、家を建てる計画となっております。親子関係で家を建てるということで、何ら問題はないと思います。
現地調査報告	(14番農業委員：岡松委員) 10月9日に現地調査を行いました。進入路予定地と住宅予定地との間に水路がありましたが、地元生産組合の同意・許可があるということでしたので、事務局の説明通りに施工されれば、問題ないかと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買 隣接用悪水路の一部66㎡を含め、計画面積は1,905㎡となる。		
造成	最大1.8m程度の盛土工。		
進入口	西側県道及び隣接地（[REDACTED]）を通り、申請地北側から進入。		
土留め	東側において、安定勾配にて土羽を形成。 南側において、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置。 北側において、隣接地へ擦り付け。宅地接地部分についてはなげかけ。 西側において、進入口側は県道へ擦り付け及びコンクリートブロックを設置。 進入口以外の西側において、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置。		
被害防除	特段の施工無し。		
雨水排水	西側に勾配をつけ集水桝へ集水を行う。集水桝から、西側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和7年11月15日から令和8年3月31日まで		
水利同意	[REDACTED]農事区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・申請地北西側水路において埋め立てを行う。この部分については占用となる。 (穎田支所 経済建設課へ承認申請済み)		
地区推進委員報告	(30番推進委員：高松委員)		

	申請地は資材置場への転用です。9月25日に代理人の■■■■氏より説明を受け、翌日現場確認を行いました。近隣水利関係についても同意を得ており、何ら問題ありません。
現地調査報告	(18番農業委員：淀川委員) 昨日現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったとおり、計画図通りに施工がなされれば問題ないと思われま
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第9項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
権利内容	使用貸借		
借主	■■■■ ■■■■ ■■■■	農地 区分	2種 (10ha未満)
貸主	■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	駐車場		
備考	令和7年9月8日付け飯塚市告示第266号にて農振農用地除外済。 隣接原野の一部 118.19 m ² 及び用悪水路の一部 16.91 m ² を含め、計画面積は 1,364.10 m ² となる。		
造成	最大60cm程度の盛土工。		
進入口	北側市道からの進入。進入口部分については、コンクリート舗装を行う。		
土留め	西側、南側、東側において、CB設置。		
被害防除	西側、南側、東側において、高さ120cmのフェンスを設置。		
雨水排水	東側及び南側にU字溝を設置し、南側沈砂池、溜柵にて集水後、南側水路へ 放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和7年11月5日から令和7年12月31日まで		
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 始末書添付あり。(申請地の北側を無断で埋め上げているため)		
補足説明	・南側官民境界の越境について (現状) 官民境界がそれぞれ越境している。 (是正内容) 南側水路から50cm引いたところにブロックを新設し、その位置を新たな官民 境界とする。それぞれの越境部分については、工事完了後、分筆を行った後に		

	交換する。 個人から市へ・・・18.81 m ² 市から個人へ・・・16.91 m ²
地区推進委員報告	(17 番農業委員：田中委員) ※地区担当推進委員が欠席のため 9 月 17 日に土地家屋調査士の時松氏より現地で説明を受けました。転用目的は駐車場となっております。本件につきまして、地元生産組合の同意もありますので、何ら問題ないと思います。
現地調査報告	(6 番農業委員：田代委員) 10 月 9 日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったように、設計図通りに施工がなされれば問題ないと思われま
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 52 号第 10 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買 隣接公衆用道路の一部 141 m ² 、(小竹町側)隣接田 357 m ² 及び(小竹町側)隣接水路 94 m ² を含め、計画面積は 1,403 m ² となる。		
造成	最大 40cm 程度の盛土工。		
進入口	東側市道からの進入。		
土留め	四方において隣地へ擦り付け。		
被害防除	特段の施工無し		
雨水排水	表面砂利敷仕上げのため、主に敷地内自然浸透。処理しきれない表面雨水については西側に勾配をとり、集水桝にて集水を行う。その後排水管を經由し、西側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 7 年 11 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区及び [REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 始末書添付あり。		
補足説明	・ 始末書添付について		

	<p>転用申請をせず資材置場として利用していたため表土を剥いで是正し、始末書添付での申請に至ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請地内において排水管の敷設を行う。この部分については占用となる。 (飯塚市 農業土木課へ承認申請済み) <p>当該農地は令和 5 年に違反転用状態が確認され、資材置場として利用されていました。違反状態となっている農地は、飯塚市と小竹町の農地が隣り合っていたため、飯塚市農業委員会、県農林事務所及び小竹町農業委員会で現地確認を行い、是正内容を協議したところ、置いている資材は全撤去を行い、埋め立てている農地は、地盤高から 30cm 削ることといたしました。</p> <p>是正内容を業者へ連絡し、令和 6 年 8 月に是正が完了したとの連絡が入ったため、状況を飯塚市農業委員会、県農林事務所及び小竹町農業委員会で確認し、是正完了としました。その後、飯塚市と小竹町で同時に転用申請を行ってもらおうようにしましたが、小竹町側の農地が農業振興地域内農用地区域内(青地)の農地であったため、小竹町側の農地の農振除外が完了するまでに、転用申請を待ち、今回令和 7 年度に農振除外の手続きが完了しましたので、飯塚市と小竹町で同時に転用申請が提出されました。</p>
地区推進委員報告	<p>(5 番推進委員：村上委員)</p> <p>本件については、9 月 10 日に■■■■氏より説明を受けました。先ほども事務局より説明があったとおり、2 年前に工事の事前着工が判明し、砂利を撤去後、是正した後に始末書添付の上、申請がなされております。両農区の同意も得られておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思われれます。</p>
現地調査報告	<p>(8 番農業委員：岡松委員)</p> <p>10 月 9 日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。2 年前に事前着工が発覚し、飯塚農林事務所と小竹町と協議を行い、是正した上で本申請に至っております。検討会でも特に意見は出ておらず、地元水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったとおり、計画通りに施工がなされれば問題ないと思われれます。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 53 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	27,668.23 m ²		
	畑	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	27,668.23 m ²		
作物別設定面積	水稻	(3 年以下)	921.00 m ²	1 件
		(6 年以下)	10,711.00 m ²	5 件

		移転時期	
譲受人		譲受人 耕作面積	
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
		所有権の 移転時期	令和 8 年 1 月 25 日
土地の所在地 地目、面積			
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 55 号 農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の対象農地の決定について

理由	農業委員会は、農地法第 30 条の規定による利用状況調査の結果、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者等に対し、その農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。
対象農地	672 筆 559,607.07 m ²
補足説明	本調査結果につきましては、10 月 3 日に開催致しました農地パトロール報告会におきまして、各調査班から承認を受けております。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

報告第 29 号第 1 項 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積			
申請人		農地 区分	1 種
施設の概要	農業用倉庫		
利用状況	2a 未満の農業用倉庫		
備考	令和 7 年 9 月 11 日付け飯塚市告示第 267 号にて農振農用地用途区分変更済。		
結果	済		

報告第 30 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月4日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月6日
結果	済		

報告第30号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月8日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年12月26日
結果	済		

報告第30号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月4日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月6日
結果	済		

報告第30号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月9日
結果	済		

報告第30号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月1日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月1日
結果	済		

報告第30号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月1日
結果	済		

報告第30号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月1日
結果	済		

報告第30号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年9月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年9月1日

結果	済
----	---

報告第 30 号第 9 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 9 月 1 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 7 年 9 月 1 日
結果	済		

報告第 30 号第 10 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 7 月 1 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 7 年 10 月 1 日
結果	済		

報告第 31 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済